

「静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金」実施概要

1 概要

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の要請に応じて施設の使用停止（休業要請）に協力いただける事業者に対し、協力金を支給します。

2 対象となる事業者

静岡県が休業の要請をした施設を運営する中小企業及び個人事業主が対象です。

3 要件

以下の3つをいずれも満たすことを要件とします。

- ①令和2年4月27日（月）から令和2年5月6日（水）までの期間のすべてにおいて休業を実施
- ②令和2年4月26日（日）時点で営業実態がある事業者
- ③申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が静岡県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。
また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

※休業要請期間は「令和2年4月25日（土）から令和2年5月6日（水）」までであり、この期間について休業を行っていただくことが基本ですが、事業者の方への周知期間を勘案し、協力金を支給する要件につきましては「令和2年4月27日（月）」を休業の開始日としています。

4 対象施設

別紙「休業要請対象一覧」に記載のある施設を対象とします。

5 申請手続

(1) 申請受付要項

近日中に公表します。

(2) 申請受付期間（予定）

令和2年5月7日（木）から令和2年5月29日（金）

(3) 申請方法（予定）

電子申請又は郵送（詳細な申請方法は後日お示しします）

※持参による申請はできませんので、あらかじめ御了承ください。

(4) 申請に必要な書類（予定）

ア 協力金申請書（法人にあたっては「法人番号」を記入）

イ 営業実態が確認できる書類

（例：確定申告書の写しのほか、直近の帳簿、業種に係る営業許可証の写し など）

ウ 休業の状況が確認できる書類

〔例：事業収入額を示した帳簿の写し、休業期間を告知するホームページ、店頭ポスターの写し など〕

エ 誓約書

オ 振込先口座がわかる通帳等の写し

カ その他必要な資料（例：賃貸借契約書の写し など）

※申請に必要な書類の詳細については、近日中に公表します「申請受付要項」でお示しいたします。

6 相談窓口

静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金相談センターを相談窓口として開設します。

(1) 開設期間・時間

開設期間（予定）	開設時間
令和2年4月24日（金） ～令和2年5月29日（金）	9時から17時まで（土日祝日を含む） ※ただし、4月24日（金）は13時から17時まで

(2) 電話番号（4月24日（金）13時から）

050-5371-1191 又は 050-5371-1192

7 協力金の支給時期

6月以降（予定）

8 要請に協力いただいた事業者の紹介

静岡県からの休業要請に応じて御協力いただいた事業者については、施設名（屋号）を県のホームページでご紹介させていただきます。

※本協力金は、関連予算が静岡県議会で可決された場合に実施するものとします。